

令和2年4月22日

組合員および利用者 各位

埼玉中央農業協同組合

新型コロナウイルス感染拡大を防止するための営業時間等の変更について

平素より当組合をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が全国に拡大し、埼玉県が「特定警戒都道府県」に指定されたことを受け、当組合の本店窓口および各支店において、4月27日（月）より営業開始時間を9時に変更させていただきます。

組合員および利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、営業継続や感染拡大等の観点からご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 実施期間および営業時間

令和2年4月27日（月）～令和2年5月8日（金）
営業時間：午前9時～午後3時

*緊急事態宣言が延長された場合は、実施期間も延長させていただきます。

2. 実施対象店舗

本店窓口（東松山支店）および各支店

3. 営業内容の一部変更・感染防止等に伴うご留意点

- ① お振込みの受付が集中した場合は、翌日扱いの予約受付とさせていただきます。
- ② お待ちいただいている人数により、入店を制限させていただく場合がございます。
- ③ お客様の長時間滞在を防ぐため、お待ちいただく時間が長くなるお取引については一時お預かりさせていただく場合がございます。

4. お客様へのお願い

- ① 生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないよう要請が出ていることを踏まえて、緊急性の高いお取引を除き、緊急事態宣言解除後にお取引いただくようお願いいたします。
- ② ご来店される場合は、マスクの着用等感染防止の対応をお願いいたします。
また、体調がすぐれない場合や感染が疑われる場合は、無理をせずご来店をお控えいただきますようお願いいたします。